

火災予防上の命令を受けている対象物

消防機関が立入検査により火災予防上の危険や消防法令違反を把握し、その改修等の命令を発した場合には、消防法に基づきその旨を公示しなければなりません。

那賀消防組合では、命令を行い、公示している建築物等の所在地、名称等を利用者や近隣の方々の安全のためお知らせしています。

那賀消防組合の管内（岩出市、紀の川市）において、現在、火災予防上の命令を受けている対象物は、次のとおりです。

命令を受けた対象物No.	No. 1
防火対象物の所在地	岩出市森 1 0 9 番地 1
防火対象物の名称	夢空間
命令を受けた者の氏名	一般社団法人ほんだ 代表理事 本田 新一
命令事項	① 令和 7 年 4 月 1 7 日までに、自動火災報知設備の感知器を正常に作動することができるよう改修すること。 ② 令和 7 年 4 月 1 7 日までに、自動火災報知設備の感知器を設置すること。
命令年月日	令和 7 年 3 月 1 7 日

命令を受けた対象物No.	No. 2
防火対象物の所在地	岩出市高塚 1 8 3 番地の 6
防火対象物の名称	株式会社はまぐち建設
命令を受けた者の氏名	破 産 者 株式会社はまぐち建設 破産管財人 小泉真一法律事務所 小泉真一
命令事項	製造所等以外の場所で、指定数量以上の危険物を無許可で貯蔵しているもの。
命令年月日	令和 8 年 5 月 1 3 日

※命令事項が履行されるまでの間、情報提供を行います。